

利益相反防止のための自己申告等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条

本規程は、一般社団法人KISA2隊(以下「当法人」という)の役員および職員が利益相反に該当する事項について自己申告を行うための基準を定め、利益相反の防止およびその適正化を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条

本規程は、当法人の役員(代表理事、理事、監事)および職員に適用する。

第2章 利益相反行為の禁止

(利益相反行為の禁止)

第3条

1. 資金分配団体が実行団体を選定および監督するにあたり、資金分配団体と実行団体との間に利益相反が生じないように、以下の措置を講じる。

1. 資金分配団体と実行団体の間に利益相反の懸念がある場合、関連する役員または職員は当該選定および監督の審議および決議に参加しないものとする。

2. 必要に応じて外部の独立した専門家の意見を求めることとし、透明性を確保する。

2. 当法人が助成事業等を行う際には、役員、監事、事務局職員、事業協力団体の関係者、および職員に対して特別の利益を与えることを禁止する。

第3章 自己申告

(自己申告)

第4条

1. 役員および職員は、当法人以外の団体等の役職を兼務する場合やその業務に従事する場合、または当法人との間に利益相反の可能性がある場合には、事前に、都度事務局長に書面で申告するものとする。

2. 役員および職員は、原則として、別紙に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に事務局長に書面で申告するものとする。なお、利益相反行為は別紙に掲げるものに限られないものとし、利益相反の疑いがある行為については、本条第1項に基づいて都度申告必須とする。

(申告後の対応)

第5条

1. 事務局長は、申告を受けた内容を事務局と連携して確認し、必要に応じて速やかに申告者に対して利益相反の防止または適正化のための措置を求める。

2. 申告内容に基づく適正化措置として、該当する役員および職員は資金分配団体の選定および監督に関

する審議や決議に参加しないことが含まれる。

（申告内容および申告書面の管理）

第6条

申告内容および提出された書面は、事務局にて厳重に管理されるものとする。

第4章 改廃

（改廃）

第7条

本規程の改廃は、監事の同意および理事会の決議を経て行うものとする。

附則

本規程は、2025年9月1日より施行する。

【改定履歴】

- 2025年1月12日改定
- 2025年6月5日改定

別紙

1. 実行団体や取引先等の役員またはそれに準ずる役職に就くこと。ただし、やむを得ない事情があると認められるときはこの限りでない。
2. 実行団体や取引先等の役員またはそれに準ずる者、もしくは従業員から金銭、物品、または不動産の贈与を受けること。これには、せん別、祝儀、香典、供花、その他これに類する贈与が含まれる。特に、実行団体や取引先等から物品や不動産を購入したり、貸与を受けた場合に、その対価が無償または著しく低い場合は、適正な対価を支払わずに贈与を受けたとみなす。
3. 実行団体や取引先等の役員またはそれに準ずる者から金銭の貸付けを受けること。ただし、業として行われる金銭の貸付けが無利子であるか、利子が著しく低い場合に限る。
4. 実行団体や取引先等の役員またはそれに準ずる者から未公開株式を譲り受けること。
5. 実行団体や取引先等の役員またはそれに準ずる者から供応接待を受けること。
6. 実行団体や取引先等の役員またはそれに準ずる者と共に遊技やゴルフをすること。
7. 実行団体や取引先等の役員またはそれに準ずる者と共に旅行をすること(ただし、公務のための旅行を除く)。
8. 実行団体や取引先等の役員またはそれに準ずる者に対して、上記の行為を第三者にさせること。

以上